

# 松姫トンネルほか6施設で使用する電気の調達に係る仕様書

## 1 概要

- (1) 対象建物 別紙1のとおり
- (2) 供給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

## 2 仕様

### (1) 電気供給条件

- ア 供給電気方式 別紙1のとおり
- イ 供給電圧 別紙1のとおり
- ウ 計量電圧 別紙1のとおり
- エ 標準周波数 別紙1のとおり
- オ 受電方式 別紙1のとおり
- カ 蓄熱設備 別紙1のとおり
- キ 業務用電化厨房設備 別紙1のとおり
- ク 発電設備
  - ① 非常用発電設備 別紙1のとおり
  - ② 常用発電設備 別紙1のとおり

ただし、太陽光パネル発電設備を新たに搭載することで、将来最大電力や使用電力量が別紙1の値から大きく変動することが見込まれる場合は、適宜協議を行うこととする。

### ケ 電力量の検針

- ① 自動検針装置の有無 別紙1のとおり
- ② 検針方法 別紙1のとおり

### (2) 契約電力、予定使用電力

- ア 契約電力 別紙1のとおり

ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい価とする。

- イ 予定使用電力量 別紙1のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この価を上回り、又は下回ることができる。また、その予定使用状況は各電力使用実績（別紙2）のとおりとする。

### (3) 供給期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

### (4) 需給地点

供給場所内の柱上に設置した開閉器の電源側接続点

### (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

### (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

### (7) 使用量の計量及び代金の算定期間

各月の計量日は、供給者との協議により定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

また、代金の算定は、計量期間中の使用量により算定する。

(8) 特約割引額

特約割引額は、供給者が定める供給約款の規定により算定した額とし、双方で作成する契約書の別紙「契約単価表」で定めるものとする。

(9) 力率、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金の力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(10) その他料金

その他料金は、契約電力及び使用電力量によって変動しない毎月固定の単価とし、双方で作成する契約書の別紙「契約単価表」で定めるものとする。

(11) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(12) その他

ア 入札金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 電力料の算定にあたり、市場価格は12.91円（2023年12月～2024年11月までのJEPXエリアプライス実績の平均値）を用いることとする。

ウ 代金の支払いは、供給者からの請求により毎月行うこととする。

エ 料金の請求は対象施設一括ではなく、各施設に分けて行うこととする（請求書の送付先は別途指定する）。

オ 乙は、次の項目について請求ごと施設ごとの実績データを整理・保管し、甲の求めに応じて提出するものとする。

30分ごとの使用電力量(kWh)、電気料金(円)、力率(%)、

有効電力量(kWh)、契約電力(kW)、最大電力(kW)